

退去するとき

退去に関する相談・手続



**退去する7日前までに、
お住まいの区の市営住宅相談コーナーで行ってください。**

※ 電話での手続きはできません。

1. 市営住宅明渡届、駐車施設明渡届(駐車場契約者の方)を提出してください。
(届は市営住宅相談コーナーにあります。)
※ 移転先を記入していただきます。
2. 未納の住宅使用料(家賃)や退去跡修繕費などを精算いたします。
退去日までに、住宅使用料(家賃)など入居者のご負担すべき費用をお支払いください。
※ 入居の際、預かっている保証金を未納費用に充てます。
3. 入居保証金が返還される方は手続きがあります。
※ 返還先の口座を記入していただきます。

■退去する際の修繕料について

市営住宅を退去されるときは、住宅修繕料の一部を負担していただきます。負担額は、住宅の規模等によって異なりますが、概ね、10万円～20万円位になります。

この修繕料は、入居者の負担を軽減するため、修繕項目を「畳の表替え」、「ふすまの張替え」、「壁の塗装」の3項目に限定して算出し、修繕料の一部を負担していただいているものです。

なお、入居の際に預かっている保証金を修繕料に充てることができます。この場合、修繕料と保証金の差額を支払っていただきます。

退去にあたっての注意事項



1. 水道、電気、ガスなどの各事業者へ、退去の連絡を行い、使用料の精算を済ませてください。
2. 月の途中で退去される場合は、日割りで住宅使用料(家賃)を計算します。
(駐車場使用料も同様です。)
3. **入居した時の状態(原状)に回復して退去してください。**
個人で持ち込まれたものについては、市は処分いたしません。必ず、自己で片付けをしてください。
4. 部屋の鍵は、退去後すみやかに、手続きされた市営住宅相談コーナーへお返しください。